

## 固定資産税を持っている人は届け出てください

### 家屋を取り壊したとき

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋の所有者に対して課税されます。

家屋の全部、または一部を取り壊したときは、12月28日(木)午後5時までに連絡してください。

※登記した家屋で、12月末までに法務局で滅失の登記をした場合を除く。

土地・家屋の所有者が亡くなったとき  
土地・家屋の所有者が亡くなったとき

きは、固定資産税の相続人代表者の指定届の提出が必要となりますので、連絡してください。

※土地および登記された家屋で、12月未までに法務局で相続の登記をした場合を除く。

### ●問い合わせ先

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

## 漏水の早期発見を

パイロット



水道の使用水量がいつもより多いと感じたら、まず水道メーターを確認してください。水道の蛇口を全部閉めた状態でパイロット（銀色の円形のもの）が回っていれば、漏水の疑いがあります。

水洗トイレを使用しないときでも水が出ていたり、家の周りでいつも湿っているところがありませんか。偶数月の検針時に検針員が漏水に気づく場合もありますが、水道を使用している皆さんも注意してください。

### 井戸水を使用している人へ

井戸水の使用を開始・廃止する場合、または井戸水の使用人数に変更がある場合は、連絡してください。

### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

# お知らせコーナー

## 相談



※会場での無料相談の後に、書類作成やトラブル解決などに移ると費用が発生することがありますので、主催者に確認してください。

### 若者の仕事相談

福岡若者サポートステーションでは、臨床心理士やキャリアコンサルタントなどが就労に対する支援を行っています。仕事相談や就労に関するセミナーを利用しませんか。

●対象者 15歳～39歳の無業期間にある人 ●利用料 無料

●問い合わせ先 福岡若者サポートステーション(福岡市中央区天神) ☎(739)3405

### 行政書士無料相談会(要予約)

●日時 12月20日(水) 午後1時～4時 ●会場 市商工会館(瓦田) ●相談内容 ◇遺言◇相続◇交通事故◇内容証明◇会社設立◇営業許可申請 など ●申し込みと問い合わせ先 市商工会 ☎(580)3412

### 無料法律相談(要予約)

●対象者 収入などが一定以下の人(申込受付時に確認有) ●日時 12月21日(木) 午後1時～4時 ●

会場 福岡法務局筑紫支局1階 相談室(筑紫野市二日市中央)

●予約 平日 午前9時～午後5時 ●相談員 弁護士 ●定員 6人(先着順) ●相談時間 1人30分程度 ●申し込みと問い合わせ先 法テラス福岡 ☎0550(33333) 5502

### 多重債務者生活再生事業 出張相談会(要予約)

●日時 1月9日(火) 午前10時～午後4時 ●会場 市役所新館4階428会議室 ●内容 ◇借金問題◇貸付◇家計相談 など ●申込先 グリーンコープ生活再生相談室(福岡相談室) ☎(482)77888

●問い合わせ先 安全安心課生活安全担当 ☎(580)18998

## 講習・講座



※受講料の記述のない講習・教室は無料。申込方法の記述がない講習・教室は電話で申し込んでください。

### 市民セミナー

民法改正くわたしたちの暮らしはどう変わる??

●日時 12月9日(土) 午前10時半～正午(受付 午前10時) ●会